


事業所の責任者・担当者が
廃棄物処理法について



**排出事業者責任
自社保管
自社運搬**

SERIES 1

知っておきたいこと

(一社) 京都府産業廃棄物 3R 支援センター

CONTENTS

- CHAPTER 1
p 2 **排出事業者責任**
- CHAPTER 2
p 12 **産業廃棄物の自社保管**
- CHAPTER 3
p 20 **産業廃棄物の自社運搬**

事業活動があれば廃棄物は発生します。廃棄物の処理は企業にとって身近な行為ですが、そこに知っておくべき様々な「きまり」があります。そのきまりを定めているのが「廃棄物処理法」です。

廃棄物処理法は改正が重ねられ、排出事業者（廃棄物を出す企業）の責任がより厳しく求められるようになってきました。企業経営のリスクを回避するためにも、廃棄物処理法の理解は必須といえるでしょう。

この冊子は、企業の担当者が廃棄物処理について「知っておきたいこと」をまとめました。皆さまの実務に活用していただければ幸いです。

この冊子で、「法」は廃棄物処理法（正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）、「令」は同法施行令、「規則」は同法施行規則を表します。

CHAPTER 1

排出事業者責任

事業活動によって発生した廃棄物は、事業者が責任をもって処理しなければなりません。この「排出事業者責任」は、1970年(昭和45年)に制定された廃棄物処理法によって初めて法的に規定されました。

「排出事業者責任」は、廃棄物を排出する企業が第一に知っておくべき廃棄物処理の基本の「基」です。それは許可業者に処理を委託する場合でも変わりありません。

法的にどのような「責任」があるのか確認しましょう。

1. 排出事業者責任

事業者の責務

廃棄物処理法では、事業者の責務について次のように規定しています（法第3条）。

事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任で適正に処理する。

事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的にを行い、減量化に努める。

物の製造、加工、販売等に際し、生産物が廃棄物として排出された場合処理が困難とならないようにする。

事業者の責務（法第3条）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

POINT
委託する場合でも、
適正に最終処分されるまで
排出事業者の責任は終わりません



事業者の処理

排出事業者責任は、「事業活動に伴って生ずる廃棄物」に対してなので、一般廃棄物、産業廃棄物を問いません。また「自らの責任で適正に処理する」ことは、自社処理だけでなく、廃棄物処理業者や市町村に委託処理する場合も含まれます。

廃棄物処理法では、処理基準、保管基準、委託基準など様々な基

準が定められています。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者は処理基準等に従い、処理を行うこととなりますが、委託する事業者側も委託基準や自社内での保管基準などを遵守する義務が課せられています。そして、自社の廃棄物が適正に最終処分されるまで確認する義務を負っています。

事業者の処理（法第12条）

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（中略）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（中略。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

（中略）

5 事業者（中略）は、その産業廃棄物（中略）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については（中略）産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については（中略）産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。（令第6条の2「委託基準」）

7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（後略）

減量化や循環的利用の促進も事業者の義務

減量化義務として、多量排出事業者の減量等の計画・実施状況の報告※¹ 義務がありますが、再生利用認定※² や広域認定※³ も減量化を促進するための制度とっていいでしょう。

また、製品供給者としての事業者の責務として、製品が廃棄物になった場合に処理が困難とならないよう、容器包装の簡素化、リユース可能な製品や耐久性に優れた製品の開発、修繕体制の整備、長寿命化などが求められています。排出者という立場だけでなく、製品の製造者としての責任が、重要性を増しているといえます。

※1 多量排出事業者の減量計画・実施状況報告

(法第12条第9項、12条の2第10項)
一定規模以上(1,000トン/年以上又は特管産廃50トン/年以上)の排出事業者は、削減計画を盛り込んだ「産業廃棄物処理計画書」を策定し、前年度の実績とともに6月30日までに所管する知事等に提出しなければならない。

※2 再生利用認定

(法第9条の8、第15条の4の2)
廃棄物の再生利用をしようとする者が環境大臣の認定を受け、許可を受けずに処理業を行い処理施設を設置。廃タイヤや廃肉骨粉をセメント原材料に利用等。41件(2020.7現在)

※3 広域認定

(法第9条の9、第15条4の3)
製造事業者等が環境大臣の認定を受け、処理業許可を受けずに広域的な処理・リサイクルを実施。コピー機、ユニフォーム、建築部材等。206件(2020.7現在)

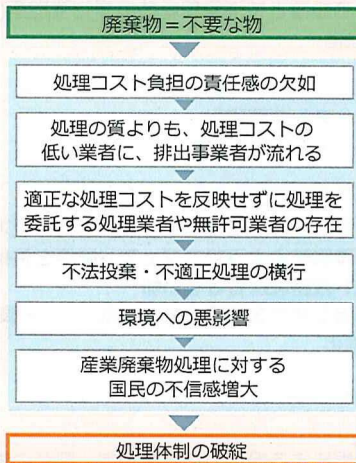
POINT
事業者は、減量化の努力義務や適正処理が困難とならないようにするための措置も求められています

2. 排出事業者責任の強化

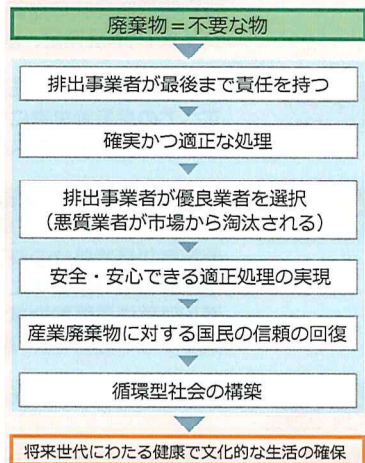
廃棄物処理法は制定後改正に改正を重ね、当初全30条だった法律が、今では150条を超える大きな法律になり、環境法令の中でも最も難解な法律といわれるようになってしまいました。大規模な不法投棄事案^{※1}が多発し、地域の環境破壊やコミュニテ

ィ崩壊など大きな社会問題となり、それを改善するために処理基準・委託基準の強化、処理業者に対する規制の強化、優良処理業者の育成、罰則の強化^{※2}、監視体制の強化等法改正が連続しました。下図は、廃棄物処理の構造を改革するための環境省の政策です。

産業廃棄物処理の構造的な問題



排出事業者責任に基づくあるべき姿



構造の転換

出典：「日本の廃棄物処理の歴史と現状」（環境省 企画課循環型社会推進室）

※1 香川県豊島の不法投棄問題、青森・岩手県境不法投棄問題など大規模不法投棄事案が1980年代、1990年代に多発した。

※2 例えば不法投棄は法制定当時「5万円以下の罰金」であったものが、今は「5年以下の懲役・1,000万円以下の罰金又はその併科、更に法人に対する3億円以下の両罰規定」が課せられる。

廃棄物処理法の改正は、 排出事業者責任の強化の歴史でもある

排出事業者責任の観点から見た、主な法改正

1970

昭 45
廃棄物処理法
制定

排出事業者責任を初めて規定（事業活動に伴って生じた廃棄物は、一般廃棄物も産業廃棄物も事業者が処理責任を有するとし、産業廃棄物については事業者の処理責任を明確化。自ら処理基準に従って処理するか、許可を受けた処理業者に委託処理しなければならない。）

1976

昭 51 法改正

委託基準を創設（事業範囲に含まれていることの確認、再委託の禁止、罰則）

措置命令の創設（委託基準に違反した排出事業者を含む。）

1991

平 3 法改正

廃棄物の排出抑制と分別・再生(再資源化)が法目的に加わる。

特別管理廃棄物制度を導入

特別管理産業廃棄物管理責任者設置と特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度発足、罰則の強化

1997

平 9 法改正

委託基準の強化（委託契約書に処理料金の明示等）

すべての産業廃棄物にマニフェストを義務化

電子マニフェストシステムの導入、罰則の強化

2000

平 12 法改正

多量排出事業者の処理計画の作成と提出義務

処理委託に当たっての排出事業者責任を明確化する注意義務を規定

事業者が最終処分の終了まで確認するようマニフェスト制度を強化

措置命令の対象にマニフェスト義務違反者等を追加

適正処理注意義務を怠った排出事業者を措置命令の対象（不法投棄者に資産がない場合等）、罰則の強化

2002

平 14 法改正

委託基準の強化（委託契約書を5年間保存）

2003

平 15 法改正

事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の措置を規定、罰則の強化

2006

平 18 規則改正

マニフェスト交付状況の報告を義務化、罰則の強化

2010

平 22 法改正

処理委託に係る事業者の注意義務に「処理状況に関する確認」を追加

建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に責任を一元化

2017

平 29 法改正

特別管理産業廃棄物(50ト/年以上)の事業者は電子マニフェストを義務化、罰則の強化

3. どのような 排出事業者責任があるのか

排出事業者は、廃棄物処理法上具体的にどのような責務があるのか、みてみましょう。

産業廃棄物の処理を委託する場合の事業者の責務の概要を次表にまとめました。産業廃棄物の保管や処理委託に係る義務など様々な義務があります。(産業廃棄物を自社処分する場合は、この

ほか、処理施設の設置許可、処理基準等の義務が課せられます。)

排出事業者責任は法改正ごとに厳しくなり、自社の廃棄物が不法投棄に巻き込まれた場合、不法投棄の行為者でなくても撤去等の行政命令を受けることがあります。

POINT
マニフェストの不備で
担当者が逮捕、罰則を受けることも。
会社の信用、自身の身を守るためにも、
しっかり理解することが必要です

産業廃棄物の処理を委託する場合の事業者の責務の概要

産業廃棄物の保管

法第12条第2項
府令第2条の2第2項

産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準に従って生活環境の保全上支障のないように保管

周囲に囲い、掲示板、飛散・流出・地下浸透・悪臭発散の防止、高さ制限（屋外）等

罰則等：改善命令違反は3年以下懲役・300万円以下罰金又は併科

事業所外保管

法第12条第3項
府条例第8条
市条例第3条

産業廃棄物(建設業に限る)を事業所外で保管(300㎡以上)する場合、知事に届出(廃棄物処理法)

罰則等：6月以下懲役・50万円以下罰金

産業廃棄物を事業所外で保管(300㎡以上)する場合、知事に届出(京都府不法投棄防止条例)。京都市域は市長に届出(京都市の同条例)(府条例・市条例には建設業以外にも適用)

罰則等：5万円以下過料

搬入一時停止命令違反は6月懲役・50万円以下罰金

特別管理

産業廃棄物に係る義務

法第12条の2第8項
法第12条の2第14項
法第12条の5第1項

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

帳簿の備え

特別管理産業廃棄物(50ト/年以上)の事業者は電子マニフェスト義務

処理委託

法第12条第5項
法第12条の2第5項
法第12条第1項

許可のある者に収集運搬や処理を委託

自社で運搬する場合は収集運搬基準が適用

(飛散流出防止、悪臭・騒音・振動防止、収運車両の表示、書面の備え付け等)

罰則等：5年以下懲役・1千万円以下罰金又は併科。改善命令違反は上記保管の罰則に同じ

法第12条第6項

法第12条の2第6項

施行令第6条の2・第6条の6

法第14条第16項

法第14条の4第16項

委託基準に則った収集運搬や処分を委託

・委託する廃棄物が許可証の「事業の範囲」に含まれることの確認

・委託契約書の締結、5年間保存

・処理委託業者の再委託は原則禁止。やむを得ず再委託する場合は、排出事業者の書面による承諾が必要

罰則等：3年以下懲役・300万円以下罰金又は併科

法第12条第7項

法第12条の2第7項

産業廃棄物の処理の状況を確認、発生から最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう必要な措置を講じる

【注意義務の例】

委託費は適正な単価、委託先の確認(中間処理施設での過剰保管の有無、管理状況等、最終処分での残容量、許可品目以外の廃棄物埋立等)

管理票(マニフェスト)

法第12条の3・第12条の4
法第12条の3第2項、
法第12条の3第6,9,10項
法第12条の3第7項

引き渡し時に運搬を受託した者(処分のみ委託の場合
は処分を委託した者)にマニフェストを交付
虚偽のマニフェストの交付等禁止(電子マニフェスト
は虚偽登録禁止)
交付したマニフェストの写し(A票)5年間保存
回付されたマニフェスト5年間保存
罰則等:1年以下懲役・100万円以下罰金

管理票交付等の状況報告書の作成と知事への提出

多量排出事業者の報告

法第12条第9、10項
法第12条の2第10,11項

多量産業廃棄物排出事業者(産廃1,000ト/年以上又は
特管産廃50ト/年以上)は、減量その他処理の計画及
び実施状況を知事に報告
罰則等:20万円以下過料

不法投棄・不法焼却

法第16条・第16条の2

不法投棄の禁止
野焼きの禁止(法施行令第6条又は6条の5の処理基準
に従う。)
罰則等:5年以下の懲役・1,000万円以下罰金又は併科
注)未遂を含む

措置命令

法第19条の5・第19条の6

委託基準、マニフェスト義務に違反した排出事業者
は措置命令の対象(不法投棄等した者と同様に、生活環
境保全上の支障の除去等を命じられる)
不法投棄者に資産がない場合、適正処理注意義務※
を怠った排出事業者も措置命令の対象
※適正な委託費を負担していない、不適正な処理が行な
われることを知ることができた等
罰則等:5年以下の懲役、1,000万円以下罰金又は併科。
行政代執行された場合は、その費用を負担

元請責任(建設業に限る)

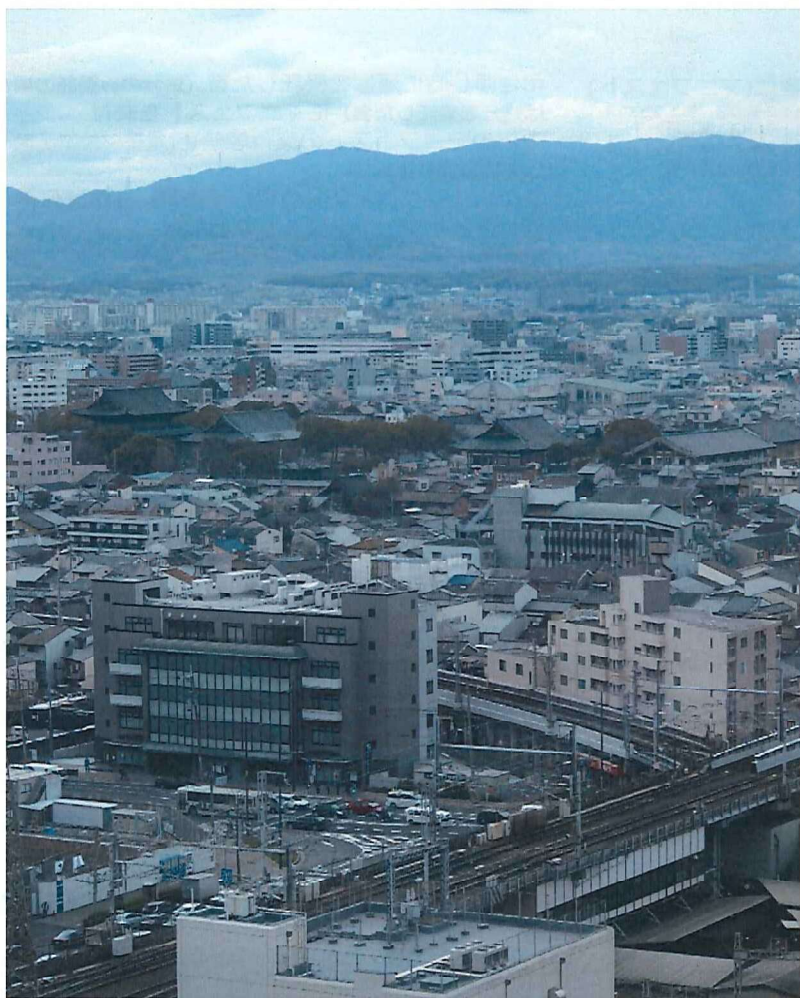
法第21条の3第1項

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は元請業
者
下請負人は産廃の許可及び元請業者からの処理委託がな
ければ運搬又は処分を行うことはできない

両罰規定

法第32条

法人の代表者、使用人、従業者が業務上で法違反を
した場合、違反した行為者のほか法人が罰せられる
罰則等:不法投棄等の場合3億円以下罰金



社会経済活動のため様々なエネルギーや資源が投入される。
それを適切に回収・処理できるシステムがなければ
将来に持続する社会はつくりえない。
廃棄物の適正処理は、健全な社会経済活動に不可欠な要素だ。

CHAPTER 2

産業廃棄物の自社保管

産業廃棄物は、運搬されるまで工場・事業場内で保管されますが、廃棄物処理法ではこの保管方法について基準を設けています。それはどのような基準なのか、排出事業者はどのようなことに気を付けなければならぬのでしょうか。

1. 産業廃棄物の自社保管

排出事業者は、「その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（「産業廃棄物保管基準」）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。」

（法第12条第2項、規則第8条）と定められています。

当然ですが、工場・事業場内で保管する間も産業廃棄物の飛散・流

出、地下浸透、悪臭の発生等の生活環境保全の支障が生じないようにしなければなりません。つまり保管基準は、産業廃棄物が搬出されるまでの間、適正に管理し、周辺の生活環境への悪影響を防ぐための基準です。（また廃油、廃酸、廃アルカリはその性状により危険物等の取締りに関する法令の規制を受けます。）

保管基準の内容は？

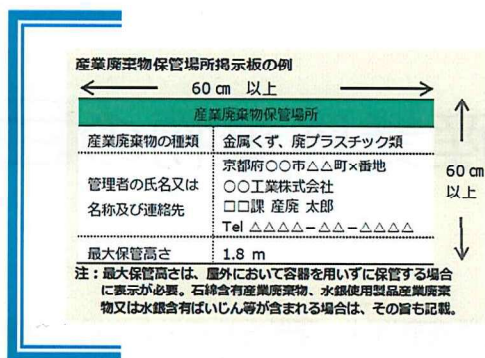
産業廃棄物を保管する場所について以下の基準があります。

周囲に囲いを設ける

人の侵入を防ぎ、事故を未然に防止し、産廃の保管場所を明確にするためです。

見やすい箇所に 掲示板を設置

対外的に産廃の保管場所だということを明示します。



産廃の飛散流出防止、 害虫発生防止、地下浸透防 止、悪臭の発散防止措置

これも当然ですね。周辺の生活環境に悪影響を与えないためのものです。汚水が生じる恐れがある場合は、汚染防止のための排水溝を設置し底面を不透水性の材料で覆います。ネズミや害虫の発生も基準違反です。

保管の積み上げ高さが制限内であること

屋外で容器を用いないで保管する場合の基準です。産廃の過剰保管を防ぐため、高さ制限、勾配制限があります。

石綿関連と水銀関連の保管

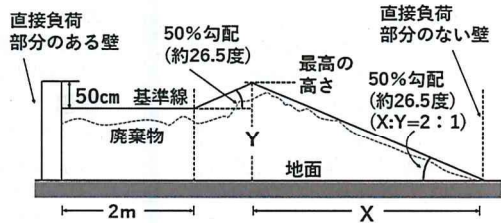
石綿含有産業廃棄物は、他の物と混合しないよう仕切り等を設け、覆い・梱包等飛散防止措置を講じその旨を掲示板に記載、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は、他の物と混合しないよう仕切り等を設けその旨を掲示板に記載します。

特別管理産業廃棄物の保管(法第12条の2第2項、規則第8条の13)

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性、感染性等有害性の高い物なので、上記の基準に加え、種類に応じて右に掲げる措置を講じることとされています。

また、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切りを設ける等の措置を講じる※、掲示板に特別管理産業廃棄物が保管されていることが分かるように記載することとされています。

※ ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合(感染性廃棄物以外の物が混合するおそれがない)、特別管理一般廃棄物の廃水銀等と特別管理産業廃棄物の廃水銀等の混合している場合(それ以外の物が混合するおそれがない)を除く。



特別管理産業廃棄物保管基準

- イ 廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物
容器に入れ密封などの揮発防止措置、高温にさらされないための措置
- ロ 廃酸又は廃アルカリ
容器に入れ密封などの腐食防止措置
- ハ PCB 汚染物であって環境大臣が定めたもの
人の健康又は生活環境に係る被害の発生防止のため形状を変更しない
- ニ PCB 汚染物又は PCB 処理物
腐食防止措置
- ホ 廃水銀等
容器に入れ密封、飛散流出又は揮発防止措置、高温にさらされないための措置、腐食防止措置
- ヘ 廃石綿等
梱包等の飛散防止措置
- ト 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物
容器に入れ密封等の腐敗防止措置

感染性廃棄物の保管

医療関係機関等で発生する廃棄物については、医療系のごみ(感染性廃棄物)と事務系のごみを分別することが重要です。感染性廃棄物の保管については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(H30.3 環境省)に具体的な方法(右参照)が示されています。

※全国共通のマークとして「バイオハザードマーク」が使用されている



- ①液状又は泥状(血液等)→赤
- ②固形状
(血液が付着したガーゼ等)→橙色
- ③鋭利なもの(注射針等)→黄色
- ④分別排出困難物→黄色

分別

感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出する。

梱包

次のような容器に入れて、密閉する。

- (1) 注射針、メス等鋭利なもの⇒金属製、プラスチック製等で危険防止のために耐貫通性のある堅牢な容器を使用
- (2) 固形状のもの⇒丈夫なプラスチック袋を二重にして使用するか、堅牢な容器を使用
- (3) 液状又は泥状のもの⇒廃液等が漏洩しない密閉容器を使用

施設内での移動

容器を密閉し移動の途中で内容物が飛散・流出する恐れがないように行う。

施設内での保管

- 1 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は極力短期間とする。
- 2 保管場所は関係者以外が立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区分して保管する。
- 3 見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示し、取扱の注意事項等を記載する。

表示

収納容器には感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示※

POIN 保管基準は
産業廃棄物が搬出されるまでの間
適正に管理し、周辺の生活環境を
保全するための基準

事業場外の保管はどうするの？

事業場外の保管の基準

排出事業者が排出事業場とは別の場所で保管する行為は、事業者としての保管ではなく、運搬に伴う保管となり産業廃棄物処理基準が適用されます。産業廃棄物処理基準では、前述の保管基準のほ

か、保管する産業廃棄物の上限（平均的な搬出量の7日分以内）等が定められています（下表参照）。もちろん、そこに運搬するときは収集・運搬基準を遵守しなければいけません。

運搬に伴う保管の基準（令第6条第1項第1号ホ及びヘ）

運搬に伴う保管は、次に適合する積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

- あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

保管する産業廃棄物の数量が、保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

これらの他、保管基準と同じ内容を遵守すること。

（特別管理産業廃棄物についても同様の基準が定められている（令第6条の5第1項第1号ハ及びニ））

事業場外の保管の届出

不法投棄等の不適正な保管を早期に発見し迅速な対応ができるようにするため、一定規模以上の場外保管について、法や条例で届出制度が定められています。

余談ですが・・・

この事業場外での保管の届出制度は、京都府が国や他府県に先駆けて制度化しました(府条例2002年、廃掃法改正2010年)。不法投棄が頻発し社会問題となっていた当時、「自社物の一時保管」と偽り産廃を積み上げる不法投棄者の抗弁に対抗し、行政が迅速に対応できるようにするためのものでした。この制度はその後他の自治体に波及し条例化され、国の制度(廃棄物処理法)にも盛り込まれることとなりました。現場を知る地方が先行し、国の制度に波及した事例の一つといえます。

廃棄物処理法

建設工事に伴う産業廃棄物を、発生場所とは別の場所で保管する場合(面積300㎡以上)、知事への届出が必要。不法投棄が行われる事案が多い建設工事に伴う産廃の場外保管について、早期発見と立入検査や措置命令等を迅速に実施するため(法第12条第3項、第12条の2第3項)。

京都府、京都市の不法投棄防止条例

事業場外で産廃の保管(300㎡以上)をする場合、京都府では「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」により知事に、また京都市は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」により市長に届け出が必要。この場合の産廃は、建設工事に伴う産廃に限定されていない。

POINT

一定規模以上の場外保管について、
法や条例で届出制度が定められています

2. 保管基準の運用

違反したらどうなる？

事業場に行政が立入し、保管基準に適合しない状況があれば改善を指導されますし、指導に従わなければ改善命令を受けることもあります。また不適正な保管によって周辺の生活環境の保全に支障が生じた場合(積みあがった産廃が道路に崩落する、有害物質が地下浸透し地下水を汚染するなど)、措置命令の対象となります。保管基準を守り、自社廃棄物をしっかり保管、管理しましょう。

改善命令

保管基準に適合しない保管があった場合、知事が「適正な処理の実施を確保するため」必要と判断すれば、**排出事業者に対し改善命令**(法第19条の3)を発することがあります。(命令違反は3年以下の懲役・300万円以下の罰金又はその併科)

措置命令

更に、**保管基準に違反し、生活環境の保全に支障が生じ、又は生じる恐れがある場合は措置命令**(法第19条の5)(支障の除去等を請じる)を受けます。(命令違反は5年以下の懲役・1,000万円以下の罰金又は併科。行政代執行された場合はその費用を負担)

参考

改善命令は「公衆衛生の向上や生活環境の保全を目的として、将来に向け再びその違法状態が継続しないようにするもの」であり、措置命令は、「廃棄物の処理に起因する生活環境保全上の支障を除去し又はその発生を防止するため」に行われます(「廃棄物処理法の解説」より)。

また、措置命令は処理基準に適合しない廃棄物の「処分」だけが対象でしたが**2010年から基準違反の「収集・運搬、保管」も対象とされるようになりました。**

保管場所ってどこ？

さて、法律の基準が適用される「保管場所」って、事業場内のどこをいうのでしょうか。

法律では、保管基準が適用されるのは「産業廃棄物が運搬されるまでの間」です(法第12条第2項)。通常、**収集運搬業者に引き渡す直前の場所**が該当すると考えられますが、**法律上明確な定義はありません**。事業場によっては、複数の建屋ごとに中継基地的に保管している場合や、処理業者が引き取る直前まで従前の場所に置いておくなど様々なケースが考えられ、どこまでが保管基準が適用される保管場所なのか、判断に迷うケースがあります。最終的には廃棄物処理法を所管する行政機関の判断によりますが、どのように考えたらよいのでしょうか。

廃棄物・環境問題のコンサルタントの堀口昌澄氏が、あるウェブサイトで次のように述べていました。

「**保管基準の内容は、5S管理に役立つものばかり**」であり、法の適用の有無にこだわらず「**自社の管理上どのように掲示板や囲いを設置すると有意義か**」という観点で考えたほうがより実用的

また、廃棄物処理法上明確な定義はないが、保管基準の適用を受ける場所を次のいずれかの場所と考えたらどうか。

1. **屋外にある**
2. **収集運搬業者が直接取りに来る**
3. **不特定多数の方の往来が想定される場所にある**
4. **取扱いに特に注意が必要な廃棄物がある**

保管基準については、法律で課せられた義務と考えるだけでなく、事業場内で発生する廃棄物が適正に管理・保管されているか、生活環境の保全上支障が生じないかなど、事業の運営管理の一環として積極的にとらえていくことも有益ではないかと思われます。

CHAPTER 3

産業廃棄物の自社運搬

産業廃棄物の運搬を収集運搬業者に委託せず、排出事業者自らが処分業者に運搬し搬入することもあるでしょう。このような場合でも、廃棄物処理法では、収集運搬の基準を運搬する者（この場合、排出事業者）に課しています。排出事業者が産業廃棄物を自ら運搬する場合、産業廃棄物の飛散・流出を防止する措置などのほか、車両への運搬車両の表示義務や必要な書面の携帯義務が課せられています。

自社運搬に係る収集運搬基準

産業廃棄物を処分先まで排出事業者自らが運搬する場合、排出事業者は、収集運搬に係る基準を守らなければなりません（自社の産業廃棄物のみを運搬なので収集運搬業の許

可は不要。でも他人の産業廃棄物を運搬してしまえば、それは無許可営業。厳しい罰則（5年以下の懲役・1000万円以下の罰金又はその併科）があります。）。

自社運搬に係る収集運搬基準

（法第12条第1項、第12条の2第1項、令第6条第1項第1号、第6条の5第1項第1号）

違反した場合は、排出事業者は改善命令の対象となります。
（産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分など）

1. **産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散し、流出しないようにすること。**
2. **悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。**
3. 収集・運搬の施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
4. 運搬車、運搬容器は、廃棄物が飛散・流出、悪臭の漏洩のおそれがないものであること。

このほか、石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物に関する運搬の基準、特別管理産業廃棄物に関する運搬の基準があります。詳しくは上記施行令を参照。

5. 車両の側面に産業廃棄物収集運搬車両であること、事業者の氏名または名称を表示すること

(許可業者が運搬する場合は、事業者の氏名または名称および許可番号下6桁を表示)

車両の両側面に産業廃棄物収集運搬車両であること、排出事業者名を定められた方法で表示する

(みほん)



5 cm以上
産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
3 cm以上

表示の注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

6. 運搬時に次の項目を記載した書面を備え付ける

委託を受けて産業廃棄物を運搬する処理業者は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の携帯が義務付けられるため、この書面は不要

運転中、次の事項を記載した書類を常時携帯する

(みほん)



記載事項

- ・氏名又は名称及び住所
- ・産業廃棄物の種類・数量
- ・産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

SERIES 1

事業所の責任者・担当者が

廃棄物処理法について知っておきたいこと

発行 2021年8月

発行元

一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センター

TEL 075-352-0530

URL <http://www.kyoto-3rbiz.org/>